

沖縄科学技術大学院大学 学生寮及び学内アパートメント料金規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、沖縄科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の学生寮管理運営規程第9条第1項に基づき、本学が用意する学生用住居（以下「学生寮」とする。）及び学内アパートメントの料金に関し必要な事項を定める。

(居室の利用料金)

第2条 学生寮及び学内アパートメントの利用料金について、別表のとおり定める。

2 本学は、入居者より入居時に1か月分の家賃と同額の敷金を徴収する。

3 本学は、入居者がペットの飼育を開始するときは、前項の敷金に加えて、1か月分の家賃と同額のペット敷金を徴収する。

4 前2項に規定する敷金について、入居する者が、本学の博士課程に在籍する学生、PRP5.6.1に定める特別研究学生又はPRP5.6.6に定めるジュニア・リサーチ・フェロー（以下、まとめて「学生」とする。）の場合、5回に分割の上、毎月のResearch Assistantshipsから控除される。

(利用料金の改訂)

第3条 学園は、次の各号に該当する場合には、入居者と協議の上、利用料金を改定することができる。

- ① 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により利用料金が不相当となった場合。
- ② 土地又は建物の価格に上昇又は低下その他経済事情の変動により利用料金が不相当となった場合。
- ③ 近傍同種の建物の賃料に比較して利用料金が不相当となった場合。
- ④ 消費者物価等の大幅な変動、重要事項発生、資金調達環境の変動その他合理的と認められる事由に基づき、学園と事業者との間の協議により、利用料金の改訂を行うこととなった場合。

(利用料金の控除の時期)

第4条 サブリース契約又は学生寮にかかる家賃は原則として、前月の

Research Assistantships から控除される。

(光熱水費)

第5条 電気・ガス・水道費は、前年度の実績に基づき、単価を定める。この場合、小数点以下、四捨五入する。

2 シェアルームにおける電気・ガス・水道費は、シェアをしている者間で分担する。

3 光熱水費は原則として、翌月の Research Assistantships から控除される。

(シェアルームにおける原状回復費の算定)

第6条 シェアルームに居住する者のいずれかが退去する場合は、退去時にチェックを行い、その時点での原状回復費用を算定する。

2 原状回復費用を負担する者が明らかでない場合は、ルームシェアをしている者間での協議により負担割合を決定する。

3 前項により決定された負担額は、退去する者の敷金から控除され、退去しない者の負担額については、その者が退去する際に控除される費用に加算される。

(特別な家賃補助)

第7条 研究計画書の審査に合格していない学生については、特別な家賃補助を行う。

2 前項の家賃補助の財源として、研究計画書の審査に合格していない学生以外の入居者から徴収する共益費を充てる。

附則 (第 1.0 版)

副学長(施設管理担当)決定

本規程は、2024年5月1日から施行する。